大阪府条例第二十五号

大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十二号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （サービス提供の方針）第十八条　（略）２―４　（略）５　軽費老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。一　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。二　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。三　介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。附　則（転換病床に関する経過措置）第二条　一般病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）第一条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に限る。以下同じ。）、若しくは療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床について、平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って軽費老人ホームを開設した場合における当該転換に係る建物については、第十一条第一項の規定は、適用しない。 | （サービス提供の方針）第十八条　（略）２―４　（略）附　則（転換病床に関する経過措置）第二条　一般病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）第一条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に限る。以下同じ。）、若しくは療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床について、平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って軽費老人ホームを開設した場合における当該転換に係る建物については、第十一条第一項の規定は、適用しない。 |
|  |  |

　　附　則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。